

苓北町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準

令和3年4月1日
苓北町農業委員会

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少、農家の高齢化、後継者及び担い手不足等により遊休農地化が進んでいることから、新規就農者等の受入れの促進及び遊休農地解消のために農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑かつ適正な運用を図るものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段面積 農地法第3条第2項第5号の規定により、苓北町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家 苓北町空き家バンク制度要綱（平成28年9月21日告示第107号。（以下「要綱」という。））第2条第1号に規定される空き家のうち、要綱第4条第3項に規定する空き家バンク登録台帳に登録されたものをいう。
- (4) 遊休農地 農地法第32条第1項各号に規定する農地のうち、町内にあるものをいう。
- (5) 所有者等 要綱第2条第3号に定める所有者等をいう。
- (6) 空き家に付属した農地 空き家と同一の所有者等が権利を有する農地のうち、空き家に隣接する遊休農地（農業委員会が認めた場合はこの限りではない。）で、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (7) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。

(別段面積)

第3条 別段面積は、次のとおりとする。

- (1) 空き家に付属した農地に限定して設定する別段面積は、次に掲げるとおりとする。

設定区域	設定面積
空き家に付属した農地	1アール

ただし、空き家に付属した農地が1アール未満の場合は、その面積とする。

- 2 前号の設定面積は、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積に優先して適用するものとする。

(適用条件)

第4条 前条第1項第1号の規定を適用するときは、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、権利を取得しようとする者は、投機目的の農地取得を防ぐため、権利の取得の日から起算して3年以上継続して、その農地を適切に耕作しなければならない。

(指定)

第5条 第3条第1項第1号の規定により空き家に付属した農地の指定を受けようとする所有者等は、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に付属した農地指定申請書 (様式第1号)
- (2) 申請土地の登記簿謄本 (全部事項証明書)
- (3) 位置図及び周辺状況図

2 農業委員会は、前項の規定による指定の申請があったときは、その内容等を確認し、現地調査等を行い、総会の決定を経て、指定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 所有者等以外の者からの申込みによるとき。
- (2) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらのものと関係を有する者 (暴力団員が役員等となっている法人その他の団体を含む。) と認められるとき。
- (3) 空き家に付属した農地に該当しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定することが適当でないと認めたとき。

(指定農地の権利取得)

第6条 前条の規定により指定された空き家に付属した農地 (以下「指定農地」という。) の権利の取得の申請ができる者 (以下「対象者」という。) は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 要綱第8条第1項に規定する利用登録者であること。
- (2) 指定農地の所有者等との間で、空き家の売買契約を行っている者 (ただし、所有者等の3親等以内の親族の場合を除く。)

2 指定農地の権利取得を希望する対象者は、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、次の書類を添えて、農業委員会に申請しなければならない。

- (1) 空き家に居住することが確認できるもの (売買契約書の写し等)
- (2) 指定農地を3年以上継続して適切に耕作する旨の誓約書 (様式第3号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が特に必要と認めるもの

(指定の解除)

第7条 農業委員会は、指定農地が次の各号に該当するときは、総会の決定を経て、その指定を解除するものとする。

- (1) 空き家を取得した者が指定農地を取得したとき。
- (2) 所有者等から指定の取り消しの申し出があったとき。
- (3) 適用条件を満たさなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当ではないと認めるとき。

(公示)

第8条 農業委員会は、空き家に付属した農地に指定したとき、又はその指定を解除したときは、速やかに公示するものとする。

(調査及び指導)

第9条 農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について定期的に調査を行い、適正に耕作されていないと認められた場合、又は今後適正な耕作がされないと見込まれる場合は、指導を行うものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。